

資料1 第1回交通バリアフリー推進懇談会の報告

第1回懇談会で出された意見

第1回懇談会は去る11月27日(水)に開催され、みなさまお忙しい中、多くのご参加をいただき、様々な意見交換を行うことができました。主にみなさまからいただいた意見は以下の項目です。

目黒区交通バリアフリー推進基本構想の考え方について

- ・ 基本構想では先ず将来像を描き交通バリアフリー法で実施できるものを抽出すべき
- ・ 重点整備地区の区域設定の考え方(根拠)を示すべき
- ・ 目黒区のような住宅地では通勤者の通るルートなども勘案して地区設定すべき

懇談会の位置づけについて

- ・ 懇談会からの意見が協議会や計画策定にどのように反映されるのかの仕組みを明らかにすべき
- ・ 地区別に関係事業者、区民代表等で構成される策定委員会を設置するなどして構想を策定すべき

情報提供の方法やタイミングについて

- ・ 協議会に出された資料など早めに情報を公開すべき
- ・ すくなくとも対象エリアの人々に検討資料などの配布を行うべき

第2回懇談会の運営方法について

- ・ 駅周辺の沿道にある店主や重要な交通結節施設である駅利用者である通勤者の人など直接関係ある人の参加を募るべき
- ・ 事前に資料を配布し、時間を有効に使うべき

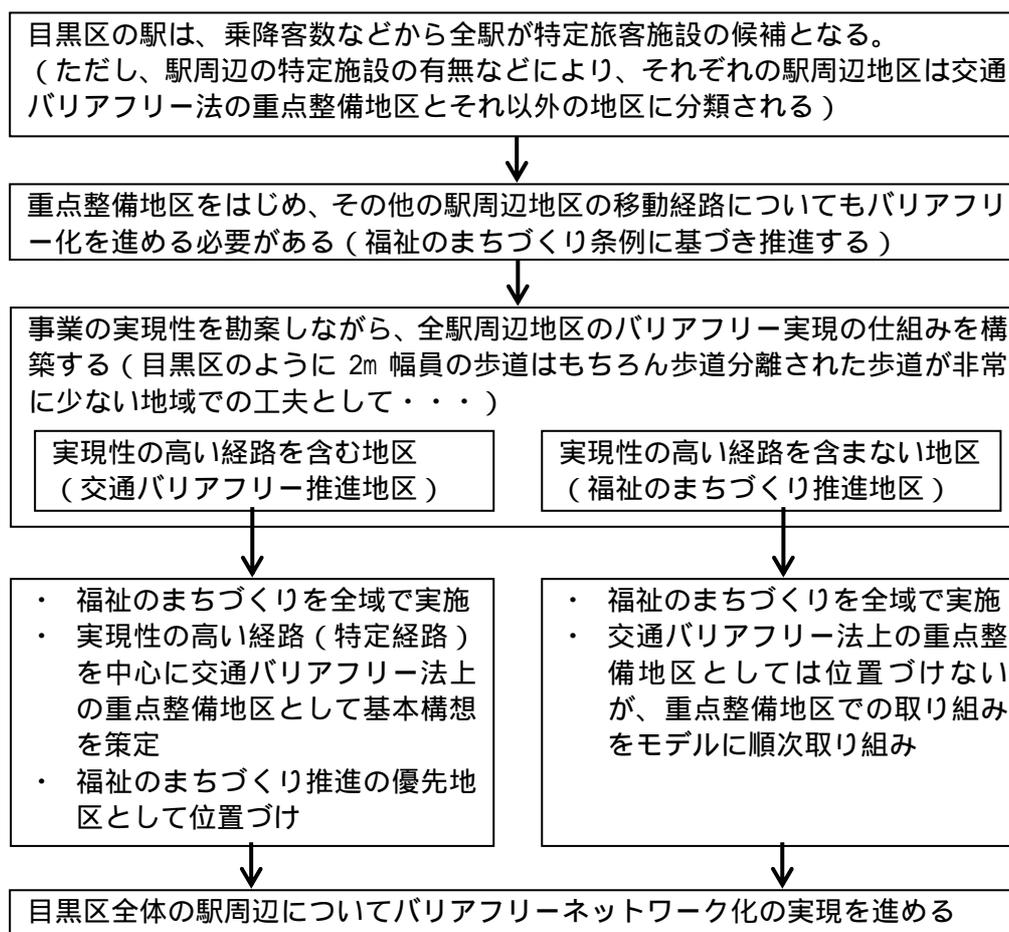
以下にこれらのご意見への目黒区の考え方をお示しします。

なお、第1回懇談会の内容について、詳しくは事前送付(第1回懇談会参加者)あるいは本日配布いたしました第1回懇談会の議事録をご参照ください。

目黒区交通バリアフリー推進基本構想の考え方について

- 各自治体での交通バリアフリー法に基づく基本構想に関する取り組みをみてみますと、事業実現の制約（平成 22 年完成、連続する幅員 2m の歩道確保等）を踏まえ、交通バリアフリー法に基づく基本構想の考え方、都で示す基本方針の枠を超えて各地域の実情に合わせた工夫を行っています。
- 目黒区の場合は、実現性を見込みながらも、交通バリアフリー法上の基本構想にも準じることのできる計画体系を構築していくことを考えています。

<基本構想の考え方の流れ>

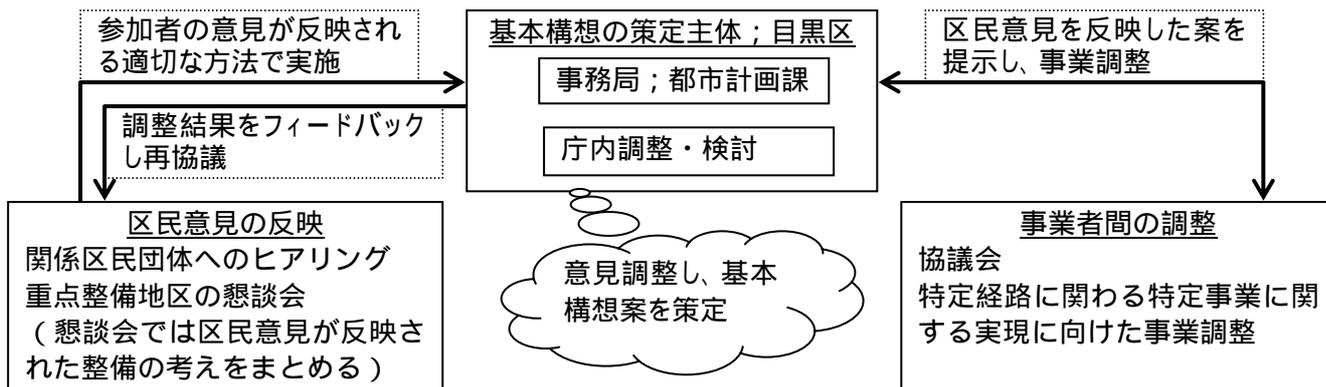


<区域設定の考え方>

- 区域設定の根拠としては、特定施設の分布状況を考慮することが必要で、交通バリアフリー法では駅から集客力のある特定施設への『経路』を中心として特定事業が考えられています。
- 一方で、東京都が進める福祉のまちづくりの考え方では、主要な施設間を結ぶようなバリアフリーのネットワークの形成を進めております。
- そのため目黒区としてもネットワーク化に考慮しながら、バリアフリー化が進められるための工夫を図りつつ、交通バリアフリーの考え方も導入していく必要があります。
- また、関連する計画に生活道路の計画やコミュニティゾーンの計画などがあるため、それらとの統合も図りつつ区域や経路を設定していく必要があります。

懇談会の位置づけについて

- 交通バリアフリー法にも記載されているとおり、基本構想は区で策定いたします。行政計画などの策定に当たりましては、地域の方々の考え方をどの様に反映するのが工夫が必要になり、その手続きや方法は各自治体でそれぞれ取り組みが行われてきています。
- 目黒区においても、交通バリアフリー推進基本構想策定に向けて、次のような仕組みにより、みなさまの意見を取り入れる工夫をしております。



- 懇談会意見を協議会へ反映する仕組みとしては、懇談会代表の協議会への参加を行うことなどが考えられますが、現在検討を行っています。

みなさまへの情報提供について

- 今後、開催に当たってホームページで開催のお知らせを流すとともに（前回議事録等資料のダウンロードも可能）、懇談会へ参加いただいた方々へは資料とともに案内を送付させていただきます。
- 今後も、情報提供については、早い段階でホームページの活用や広報による周知をはじめ、その他の手段についても懇談会でのご意見をいただきながら工夫してまいります。
- なお、目黒区交通バリアフリー推進基本構想のホームページアドレスは以下のとおりです。

URL : <http://www.city.meguro.tokyo.jp/tosikei/barrierfree/index.html>

なお、これらの内容については、今後も継続してより良い方法を検討していきますので、お気づきの点などございましたら担当者までご意見をいただければと思います。